

事務連絡
令和4年（2022年）1月18日

各産業廃棄物処理事業者 様

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課長

新型コロナウイルス感染急拡大に伴う産業廃棄物処理従事者への対応
について

このことについて、令和4年1月17日付けで環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から別添の内容について情報提供がありました。

別添では、①オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間を10日間とすること、②①の濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事するものについて、各自治体の判断により、待機期間の10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱を実施できる旨が示されておりますのでお知らせします。

また、参考資料により通知していますとおり、貴事業者においてクラスターが発生した場合等においては、適切に情報提供いただくとともに、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物処理に関する情報（事業継続体制（感染防止策、人員が不足した場合の対策、発生後の対応等）の構築等）については、県ホームページに随時掲載しております（これまでの通知等も掲載）ので、県ホームページを適時確認し、情報を入手していただくようお願いいたします。

県HPアドレス <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/50770.html>

【別添】

- ・ 「新型コロナウイルス感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日（令和4年1月14日一部改正））の周知について（令和4年1月14日付け 内閣官房）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（令和4年1月5日 令和4年1月14日一部改正 厚生労働省）

【参考資料】

- ・ 廃棄物処理業者等においてクラスターが発生した場合の対応について（令和2年（2020年）12月7日 循社第1320号）
- ・ 令和3年1月の国の緊急事態宣言及び本県独自の宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について（通知）（令和3年（2021年）1月15日 循社第1481号）

熊本県環境生活部環境局

循環社会推進課

担当：谷口、山崎

電話：096-333-2278

FAX：096-383-7680